

# ○判例評釈：民事信託と遺留分－東京地裁平成30年9月12日判決の検討－

稲田龍樹\*

小笠原正道\*\*

## ◆東京地裁平成30年9月12日判決（金融法務事情2104号78頁） （平成27年（ワ）第24934号 共有権確認等請求事件）

### （判決要旨）

- ①経済的利益の分配が想定されない信託財産を信託財産の目的財産に含めた部分は、外形上Xに対して遺留分割合に相当する割合の受益権を付与することにより、かかる不動産に対する遺留分減殺請求<sup>1</sup>を回避する目的であって、遺留分を潜脱する意図で信託制度を利用したものであり、この信託契約の部分は民法90条に反し無効である。
- ②信託における遺留分減殺対象は、実質的に権利として移転される受益権である。
- ③遺留分算定の基礎となる価額を受益権の価額で評価し、相続人が各受益権割合に従ってこれを取得したものとして、遺留分を計算した。
- ④本件信託は生前に締結され、委託者兼当初受益者の死亡時に受益権を取得するから、死因贈与に類似するものとして遺留分を計算した。
- ⑤受益権の価額は、信託不動産の売却代金、賃料等、信託不動産から発生する経済的利益を受けるものとして、信託財産である個々の不動産の収

\* 元学習院大学法務研究科教授、元東京高裁判事、弁護士

\*\* 弁護士

1 平成30年7月に相続法が改正され、従来の遺留分減殺請求権が遺留分侵害額請求権と改められ、金銭債権化された。評釈する判決の事案が相続法改正前であることに鑑み、本稿では遺留分減殺請求権という用語を用いる。

益価額の想定額の下限とほぼ同額であり、信託不動産の収益還元法をもって格別不合理があることはない。

## 第1 事案の概要

被相続人Aは、平成27年2月18日、死亡した。Aの相続人は、長男X、二女C及び二男Yの3名である。

Aは、平成10年1月23日、①主要な不動産を妻B（平成15年9月23日に死亡）に相続させ、②BがAより先に死亡したときは、各不動産をYに相続させる内容の公正証書遺言をした（以下「平成10年遺言」という）。

Aは、平成27年2月1日及び同月5日時点で、16個の不動産（以下「本件不動産」という）、売却済みの6個の不動産（以下「売却済み不動産」という）を有していた。Aは、X、Y及びCに対し、生前贈与を行った。

Aは、平成27年1月31日までに、末期がんと診断されたが、Aには見当識障害がなく、理解力は良好で、痴呆の症状はなかった。CはH司法書士に相続対応を依頼し、平成27年2月1日、Aは、Cとの間で、Aの全財産の3分の1に相当する財産を贈与し、贈与財産の所有権はAの死亡によって当然Cに移転する旨の死因贈与契約を締結した（以下「本件死因贈与」という）。Aは、平成27年2月1日、Yとの間で、Aの全財産の3分の2に相当する財産を贈与し、贈与財産の所有権はAの死亡により当然Yに移転する旨の死因贈与契約を締結した。

Aは、平成27年2月2日、信託銀行の担当者から遺産分割案等の説明を受けた。同日、HもAに信託の説明をした。Aは、Y及びその直系血族がA家を継ぎ、墓・仏壇を護ってほしい気持ちがあり、相続税納付のためには一部の不動産を売却せざるを得ないが、相続人間の協議不調で売却できないことを危惧したため、平成27年2月5日、AとYは、Aを委託者、Yを受託者とし、次の信託契約を締結した（以下「本件信託」という）。同日、Aは、公証人から本件死因贈与及び本件信託をしたことの宣誓認証を受けた。

- ・信託の目的 Aの死亡後も、その財産を受託者が管理・運用することによって、Y及びその直系血族がA家を継ぎ、墓・仏壇を守ってほしいとのAの意思を反映した財産管理を継続すること。祭祀承継者Yが子孫を中

心として管理、運用することにより、末永くA家が繁栄していくことを望む旨も信託契約書に記載されていた。

- ・信託財産 A所有の全ての不動産（以下「信託不動産」という）及び300万円（以下「信託金銭」という）。将来、信託不動産の売却・賃貸その他、運用により得られた金銭、信託財産たる金銭を用いて受託者が新たに建築・取得する不動産の全て等も目的財産。
- ・信託事務 受託者は、信託不動産の維持・保全・修繕又は改良を自らの裁量で行う。受託者は、信託不動産の管理事務の全部又は一部について第三者に委託すること及び信託不動産を無償使用することができる。受託者は、信託金銭を信託不動産に関する公租公課・修繕費その他信託不動産の維持管理に必要な一切の費用の支払に使うこと及び受益者の身上監護のために使うことができる。
- ・委託者の権利 委託者の死亡により権利が消滅。
- ・受託者の死亡 死亡等により受託者の任務を果たすことができない場合、Yの長男を新受託者にする。
- ・受益者 ①当初受益者はA。②A死亡後の受益者は、第一順位としてXに受益権割合1/6、Cに受益権割合1/6、Yに受益権割合4/6、第二順位としてYの子供らが均等に取得。
- ・受益者連続 受益権を有する者が死亡した場合、その者の有する受益権は消滅し、次順位の者が新たな受益権を取得。
- ・受益者の権利 信託不動産の売却代金、賃料等、信託不動産より発生する経済的利益を受けることができる。
- ・受益権の取得請求 受益者が複数となった場合、受益者の一人は、他の受益者に対して、当該受益者の有する受益権持分の一部若しくは全部の取得を請求できる。取得する受益権の価格は、最新の固定資産税評価額で計算した額。

Aは、本件死因贈与及び本件信託を行った当時、下表記載の不動産と1億3000万円余りの預貯金、有価証券等の財産を有していた。なお、Yは、賃貸物件（売却済み不動産の一部、下記②の各不動産、下記①の駐車場部分）の賃料を収受

し、経費を控除した金額を、受益権割合に従い、X、Y及びCに分配している。

| 物件目録の番号   | 種別 | 用途  | 固定資産税評価額（括弧内の丸数字は判旨第2項記載の丸数字に対応） | 年間賃料<br>収入概算        | 判決の<br>財産評価  |
|-----------|----|---|----------------------------------|---------------------|--------------|
| 2～5       | 土地 | A居住の居宅及び物置が存在する敷地。<br>土地全体で約538坪のほぼ成形地で、駐車場（車両10台分ほど）として賃貸。<br>A家が先祖代々守ってきた土地のため、Yには売却・賃貸意思がない。 | 352,415,200円<br>(①)              | 年間100万円～<br>180万円程度 | 680,000,000円 |
| 7,8       | 建物 | A居住の居宅及び物置  |                                  | -                   |              |
| 1         | 土地 | 番号6の敷地  | 59,332,510円<br>(②)               | 年間450万円～<br>470万円程度 | 87,200,000円  |
| 6         | 建物 | 賃貸物件の共同住宅   |                                  |                     |              |
| 9         | 土地 | 番号10の敷地   | 63,416,730円<br>(③)               | 年間500万円～<br>600万円程度 | 94,000,000円  |
| 10        | 建物 | 賃貸物件の共同住宅   |                                  |                     |              |
| 11～<br>15 | 土地 | 無償で貸与している倉庫敷地とその付近の私道敷地   | 非課税<br>(④)                       | 無価値の土地で、収益は非現実的。    | 0円           |
| 16        | 山林 | 山林  | 24,874円<br>(⑤)                   |                     | 298,488円     |

（本件事案の理解の便宜のために、本判決に基づいて信託財産を表にしたものである。）

Yは、平成27年3月10日、信託不動産について本件信託を原因とし、受託者をYとする所有権移転登記と信託登記をした。

Xは、Yに対し、平成10年遺言、本件死因贈与又は本件信託により遺留分を侵害されたとして、遺留分減殺の意思表示をした。

X、Y及びCは、相続税の納付資金を捻出するため、信託不動産の売却代金を本件信託の受益権割合に従って分配することを合意し、Yが信託不動産の一部を売却した。X、Y及びCは、本件訴訟の終了後に必要な修正申告を行う

合意をして相続税の申告を行い、Xが納付すべき相続税をYが支払った。上記売却代金の6分の1に相当する金員が、Xの相続税の納付金に充当された。

Aの葬儀ではYが喪主を務め、香典で葬儀代金を支払い、平成27年2月22日、Xが喪主として注文した生花代を支払った。Yは、「子供一同」として注文した生花代及び「孫一同」として注文した生花代を支払い、同年4月28日、香典返しのカタログギフト代金を支払った。

Xは、平成29年4月25日、Aの相続財産のうち不動産以外に関する部分の遺留分減殺請求について、価額弁償請求を求め、Yは平成30年1月15日、価格弁償の意思表示をした。

Yは、平成29年12月6日、Xに対し、YのXに対する立替金支払請求債権975万2024円（相続税立替金、生花代等立替金及びカタログギフト代立替金）で、本訴金銭請求債権（相殺の順序は、①売却済み不動産の精算金、②遺留分の価額弁償金の元金、③その遅延損害金の順）と対当額で相殺する意思表示をした。

以上の事実関係の下、Xは、Yに対して、本件信託が意思無能力ゆえに無効、又は、遺留分制度の潜脱を狙いとし、さらには祭祀主宰者である男子に主要な財産を永続的に移転させ「家」のあり方の実現を目指すために、信託制度を濫用するものであって公序良俗に違反して無効を理由に、①信託不動産の所有権移転登記及び信託登記の各抹消登記手続を求め、本件死因贈与も意思無能力による無効を理由に、②平成10年遺言による遺贈につき遺留分減殺請求権行使による所有権一部移転登記手続を、③未分割遺産の不動産についてXの共有持分権の確認を、④不動産以外の未分割遺産をYが費消し、Xの共有持分権を侵害したとして、不法行為に基づく損害賠償又は不当利得の返還を求めた。

Xは、上記請求②～④の予備的請求として、仮に本件死因贈与が有効な場合、Yに対する死因贈与につき減殺請求権を行使し、不動産について遺留分減殺を原因とする持分一部移転登記手続を、不動産以外の遺産について価額弁償を求めた。上記請求①の予備的請求として、仮に本件信託が有効な場合、信託設定行為につき遺留分減殺請求権を行使し、信託不動産につき、X及びCに対する信託財産引継を原因とする所有権移転登記手続と信託登記抹消登記手

続を求めた。

加えて、相続人間の合意により売却した不動産の売却代金の精算金の支払を求めた。

## 第2 判旨

請求一部認容。

### 1 本件信託及び本件死因贈与におけるAの意思能力の有無

「Aは、平成27年1月25日に入院した時点において、意思能力に欠ける点はなく、その後も同年2月2日には、自ら呼んだ信託銀行の担当者からも遺言について説明を聞くなどして自発的に検討をしており、他方、本件死因贈与及び本件信託を行うまで、意識障害が生じるなどして意思能力を欠く状態になったことをうかがわせる事情は見当たらない。したがって、本件死因贈与及び本件信託の時点において、Aが意思能力を欠く常況にあったとは認められない。」「Xの主張する薬剤の副作用は、抽象的な可能性を指摘するにすぎないものである上、Aに意識障害やせん妄等の症状が発症したのであれば当然に診療記録に記載されるものであるところ、平成27年2月8日までの患者診療記録…には、Xに意識障害等の症状が生じたことは何ら記載されていないことからすれば、薬剤の副作用等によって、Xが意思能力を欠く常況にあったとは認められない。」

「Xは、Aは入院直前まで財産をおおむね法定相続分に沿ってわけようと考えていたのであり、本件信託及び本件死因贈与の内容はその意向から大きくかけ離れていること、本件信託及び本件死因贈与はCやYが主導して契約書面を作成したもので、その内容はCやYのみに有利なものとなっていたことから、Aは法律行為の意味内容を理解する常況下ではなかった旨主張し、Xは、Aは信託銀行に依頼をして遺産を3等分することを考えていたと供述する。」しかし、信託銀行の担当者が示した「財産目録と分割案の試算」は各相続人の法定相続割合を示しているにすぎず、遺言公正証書案も、どの不動産を誰に取得させるかを具体的に定めず、単に各相続人に法定相続分である3分の1ずつ権利を取得させる旨が記載されており、遺言として特段の意味がなく、作成

段階のものである。むしろ、Aは、生前に毎年、子らに対して金銭を贈与していたが、Xに対する贈与額は、C及びYに対する各贈与額の半分程度であった。したがって、上記分割案や遺言公正証書の案から、Aが遺産を3等分しようと考えていたと推認できず、その他、本件信託及び本件死因贈与の内容がAの意思とかけ離れていたと認めるべき証拠はない。

## 2 本件信託は公序良俗に反するか

「Aは、本件信託において、A所有の全ての不動産を目的財産とし、信託財産により発生する経済的利益を受益者に受益権割合に従って分配するものとしたが、A所有不動産のうち、上記④及び⑤の各不動産は、これを売却しあるいは賃貸して収益を上げることが現実的に不可能な物件であること、また、上記①の不動産についても、駐車場部分の賃料収入は同不動産全体の価値に見合わないものであり、上記①の不動産を売却することも、あるいは全体を賃貸してその価値に見合う収益を上げることができていないことが認められ、これらは本件信託当時より想定された事態であるといえることからすると、Aは、上記①、④及び⑤の各不動産から得られる経済的利益を分配することを本件信託当時より想定していなかった」。

「Aが本件信託前に行った本件死因贈与は、Aの全財産の3分の2をYに、3分の1をCにそれぞれ死因贈与するという、Xの遺留分を侵害する内容のものであったこと、本件信託は、Aの全財産のうち全ての不動産と300万円を目的財産とし、Xに遺留分割合と同じ割合の受益権を与えるにとどまるものであったことからすると、Xが遺留分減殺請求権を行使することが予想されるころ、仮に、Xが遺留分減殺請求権を行使し、本件信託におけるXの受益権割合が増加したとしても…、上記①、④及び⑤の各不動産により発生する経済的利益がない限り、Xがその増加した受益権割合に相応する経済的利益を得ることは不可能である。」「本件信託においては、受益者は他の受益者に対して受益権の取得を請求することができることとされているものの、その取得価格は最新の固定資産税評価額をもって計算した額とするものと定められていることからすると、受益権の取得請求によっても上記各不動産の価値に見合う経済的利益を得ることはできない。そうすると、Aが上記①、④及び⑤の各不動

産を本件信託の目的財産に含めたのは、むしろ、外形上、Xに対して遺留分割合に相当する割合の受益権を与えることにより、これらの不動産に対する遺留分減殺請求を回避する目的であったと解さざるを得ない。」

「したがって、本件信託のうち、経済的利益の分配が想定されない上記①、④及び⑤の各不動産を目的財産に含めた部分は、遺留分制度を潜脱する意図で信託制度を利用したものであって、公序良俗に反して無効である」。

Yは、Aの自宅の余剩敷地に賃貸物件を建てる計画があった旨主張し、平成28年7月頃、不動産業者が上記敷地に賃貸物件を新築する場合の見積りを提示した。しかし、上記見積りに係る計画がその後具体的に進められた証拠はなく、Yは、Aの自宅敷地を売却したり賃貸したりする意思はなく、それはAの意思でもあると尋問で述べたことからすると、Aが本件信託を行った時点で、上記①の不動産の売却、運用を予定していたとは解されない。

「土地の一体的な管理をYに行わせることは、信託によらずとも遺贈等によっても可能であって、本件信託が信託法上認められた後継ぎ遺贈型受益者連続信託であるとしても、民法上認められた遺留分減殺請求権の行使を妨げる内容の信託が許されることになるものではない。また、相続税の支払の観点からA所有不動産の円滑な処分を実現しようとしたものであったとしても、それは売却の予定されていない不動産を本件信託の目的財産とすることを正当化する理由にはならない。」

「本件信託のうち、上記①、④及び⑤の各不動産以外の目的財産に係る部分については、Xは信託不動産により発生する経済的利益を享受することができるのであり、また、信託金銭300万円についても信託不動産の維持管理に必要な費用等に充てるものとして合理的であり、本件全証拠によっても同部分を無効とすべき事情は認められない。」

「Xは、本件信託はYが信託目的に従うことが必然的に第一順位の受益者の利益に反するという利益相反状態に陥る構造になっているとして、本件信託全体が公序良俗に違反すると主張する。しかし、本件信託のうち、少なくとも上記①、④及び⑤の各不動産以外の目的財産に係る部分については、受託者であるYが、第一順位の受益者のために信託財産の処分・運用をしてその



経済的利益の分配をしつつ、第一順位の受益者が死亡したときには第二順位の受益者に受益権を取得させることができるのであり、本件信託にXが主張するような構造的な利益相反があるということとはできない。」

「Xは、Yに信託不動産の無償使用権が与えられていること、受益者の意思表示はCが単独で行うことができるとされていること等から、本件信託が遺留分逃れのための信託契約であると主張する。しかし、本件信託のうち上記①、④及び⑤の各不動産を目的財産とした部分を除くならば、Xは、その死亡により受益権を喪失するまでの間、信託不動産の売却代金、賃料等、信託不動産から得られる経済的利益の分配を受益権割合に応じて受けることができるのであり、仮に遺留分が侵害されているならばそれを行使して利益の回復を図ることができるのであるから、Xが主張する上記の事情があるからといって、本件信託が遺留分逃れのものであるということとはできない。」

「Xは、憲法13条、14条、24条違反等を主張するが、本件信託の目的にA家の墓・仏壇をY及びその直系血族において護ってほしいという意思が示され、受託者がYさらにその長男と定められているからといって、男系子孫優先の「家」制度の実現を目指したものとみることはできず、Xの主張は採用することができない。」

### 3 減殺対象は信託財産か受益権か

「信託契約による信託財産の移転は、信託目的達成のための形式的な所有権移転にすぎないため、実質的に権利として移転される受益権を対象に遺留分減殺の対象とすべきである。」

「Xは、この点を前提としつつ、本件信託においては、明らかに遺留分制度の潜脱を狙ったものであることからして、その実質は、受託者への所有権移転行為、つまり受託者への死因贈与に類似するものというべきであり、信託財産の移転行為が遺留分減殺請求の対象となると解すべきであると主張する。」「本件信託のうち売却、運用の予定されている不動産に関する部分については、受益者たるXに信託財産より発生する経済的利益を与えるものであるし、遺留分制度の潜脱とは認められないため、Xの主張は採用することができない。」

#### 4 本件信託及び本件死因贈与の減殺率、不動産以外の遺産に係る価額弁償額

本件信託のうち有効な信託財産は、減殺対象となる受益権の価額で評価し、X、C及びYが各受益権割合に従って取得したものとして、遺留分を計算する。本件信託は、信託契約自体は生前に締結され、Aが死亡した時点でX、C、Yが受益権の持分を取得するから、死因贈与に類似するものとして、遺留分を計算する。

本件信託のうち無効な不動産は、本件死因贈与により、不動産の3分の2の持分をYが、3分の1の持分をCが取得したとして、遺留分を計算する。

そして、Xの遺留分侵害額は、基礎となる財産の6分の1に、Xの債務負担額を加算し、Xへの生前贈与分及び本件信託による死因贈与額を控除した金額である。これをYとCの各遺留分超過死因贈与額の割合で割り付けると、XがYに対して遺留分減殺請求権を行使したことによる本件信託及び本件死因贈与の減殺率は、590万0886分の80万6861となる。

主な財産の評価等を以下のとおりとされた。

##### (1) 受益権

###### ア 物件目録記載1の土地及び6の建物（J）

本件信託における受益権は、信託不動産の売却代金、賃料等、信託不動産により発生する経済的利益を受けることができるが、①R株式会社は、この不動産につき収益価格を8720万円ないし9470万円と試算したこと、②この不動産の固定資産税評価額は合計5933万2510円であること、③売却済み物件目録記載2ないし4の不動産（L）の固定資産税評価額は実際の売却代金の約7割であったこと、④Lの売却代金は1億3491万5463円だったが、Jの平成27年の賃料収益は、Lの約7割だったことを総合すると、受益権の価額を上記試算の下限である8720万円と評価する。

###### イ 物件目録記載9の土地及び10の建物（K）

「①R株式会社は、上記不動産につき収益価格を9400万円ないし1億0300万円とする試算をしていること、②上記不動産の固定資産税評価額は合計6341万6730円であること、③平成27年における賃料収益は、売却済み不動産であるLの約8割であったことが認められ、その他上記（ア）認定の事実を総合す

ると、その受益権の価額を上記試算の下限である9400万円と評価する」。

「上記（ア）及び（イ）に関し、Yは、上記各試算…において前提とされた年間収益が実際の年間収益と異なることを指摘するところ、確かに、これらの試算は簡易な価格試算をしたものであり、レントロール記載の賃料等も実際の賃料ではなく周辺事例に基づく査定賃料が記載されている。しかしながら、収益還元法は将来に予想される収益から物件価格を評価するものであるから、上記指摘を考慮しても、上記試算に格別不合理があるということとはできない。」

「Xは、上記（ア）及び（イ）につき、受益権売却時の受益権の価格が固定資産税評価額に限定されていることから、固定資産税評価額をもってこれを評価すべきである旨主張するが、本件信託における受益権者は、上記各信託不動産の売却や運用による経済的利益の分配を受けることができるのであるから、上記Xの主張は採用することができない。」

#### ウ 売却済み不動産

「売却済み不動産は、いずれも売却代金（譲渡費用を控除した額）をもって受益権の価額と解する」。

#### エ 信託金銭

「本件信託の目的財産とされた300万円については、同価額をもって受益権の価額と解する」。

### (2) 不動産

ア 物件目録記載2ないし5の土地（Aの自宅敷地）及び同記載7、8の建物（Aの自宅建物、物置）

「①上記土地につき、R株式会社は、近隣の取引事例との比較等により、成約予想価格を6億4715万円ないし7億1527万円と算出し、売却価格を6億8120万円とする提案をしていること、②上記価格の算出においては、上記土地を更地として評価していること、③上記不動産の固定資産税評価額は、土地が合計3億5054万4400円、建物が353万4000円、④上記不動産の相続税申告時の評価額は、土地が合計約4億6740万円、建物が合計187万0800円であることが認められ、これらを総合すると、上記成約予想価格のほぼ中間値である6億8000

万円をもって、上記不動産の評価額と認める」。

イ 物件目録記載11ないし15の土地（私道、葬儀社倉庫敷地）

この土地は、現況公衆用道路として非課税とされ、通路として使用され、あるいは一部が葬儀社の倉庫敷地として無償で使用されていること、土地の相続税申告時の評価額は0円であることを総合すると、評価額は0円と認める。

ウ 物件目録記載16の土地（山林）

相続税申告時の評価額である29万8488円で評価する。

## 5 反対債権の有無及び相殺の可否

（省略）

## 第3 評釈

### 1 評釈の結論と論点の整理

本評釈の結論は、本判決の事案に対する判断を基本的に支持するが、信託契約を全部無効にしなかった理由付けについては一部疑問があると考ええる。

本判決は、民事信託（家族信託）契約と遺留分制度の関係について3つの問題を提起した。第1に、本件の民事信託契約（生前信託契約、遺言代用信託、後継ぎ遺贈型受益者連続信託）についての遺留分減殺請求権の行使対象は何か、という問題について、信託財産（移転）説と受益権説の対立があった信託契約の性質論をめぐる争いに新しい視点を示した<sup>2</sup>。第2に、遺留分制度は相続人に何を保護するのか、という問題について、受益権の評価に関連して相続時の相続財産価額を基礎にして遺留分を保護するとした。第3に、民事信託契約の「経済的利益の配分を想定しない信託財産」を目的に含めた部分について、その限度では遺留分制度を潜脱する意図によるものとして公序良俗に違反して無効であるとした。

本判決が本件民事信託契約（以下「信託契約」という）を公序良俗違反として一部無効であるとした点は、信託財産（移転）説、受益権説の双方から

---

2 沖野眞已「判批」私法判例リマックス59号70頁（2019）、同「信託契約と遺留分-東京地裁平成30年9月12日判決を契機として-」沖野眞已ほか編『比較民法学の将来像 岡孝先生古稀記念論文集』（勁草書房、2020）531頁。

理論的な点において複雑な反応を受けた。また、結論として公序良俗違反とまでいう必要があったのか、逆に、一部無効ではなく全部無効といえたのではないか、と意見が分かれた<sup>3</sup>。そうではあるが、裁判所から本件信託契約が公序良俗違反と指摘された問題点については、総じて共感をもって受け止められている<sup>4</sup>。理論的な分析と実務上の事案処理の落ち着いたよさについて、引き続き検討を加える余地がある<sup>5</sup>。

## 2 遺留分減殺請求の対象は何か。

(1) 信託契約の性質 学説には、大別して3つの立場がある<sup>6</sup>。

信託財産（移転）説 信託契約とは信託による委託者から受託者への財産移転であるから、遺留分減殺請求権の対象は信託設定行為であり、同請求権を行使する相手方は受託者であるとする<sup>7</sup>。この説には、遺留分減殺請求によって信託自体を一律に破壊する点で遺留分侵害と結果間のバランスが悪すぎると批判される<sup>8</sup>。

3 佐久間毅=新井誠「対談 信託の広がり」と信託法研究のこれから」信託フォーラム12号7頁〔佐久間発言〕、8頁〔新井発言〕(2019)。

4 渋谷陽一郎「家族信託と遺留分制度-東京地裁平成30.9.12判決を踏まえ-東京地裁平成30年9月12日判決を踏まえて-」金融法務事情2106号19頁(2019)、笹川豪介「受益者連続信託の活用と注意点」銀行法務21 844号4頁(2019)、小室太一「民事信託の活用と今後の課題」金融法務事情2107号4頁(2019)、遠藤英嗣「家族民事信託と遺留分を考える-東京地裁平成30年9月12日判決の意義について」信託フォーラム11号77頁(2019)、同『全訂 新しい家族信託』(日本加除出版、2019)78頁、張斯琪「判批」ジュリスト1540号97頁(2020)等。

5 溜箭将之「信託と遺留分の相克は解けないか-英米法研究者の思考実験」立教法学101号94頁以下(2020)は、本判決について、英米法の信託の根底にある「財産権を時間軸によって区切る」と「信託はひも(制約)つきの贈与である」という2つの発想から、明快に論点を整理する。なお、同書101頁は、受益権説と信託財産説がともに根本において、「信託財産が金銭評価できることを想定する点で、その結果として残余権を含め、金銭評価できない信託上の諸権利・諸権限が捨象されがちな点」で共通する傾向があるという。

6 道垣内弘人編『条解信託法』(弘文堂、2017)474頁〔山下純司〕。なお、角紀代恵「信託と遺留分をめぐって」能見善久ほか編『信託法制の新時代 信託の現代的展開と将来展望』(弘文堂、2017)51頁以下は、信託と遺留分に関する基本問題を整理する。

7 川淳一「受益者死亡を理由とする受益連続型遺贈・補論」野村豊弘=床谷文雄編『遺言自由の原則と遺言の解釈』(商事法務、2008)150頁。角・前掲注(6)「信託と遺留分をめぐって」56頁～57頁(信託財産説であるが、折衷説とも解し得る)、同「信託と遺留分」法律時報89巻11号72頁～73頁(2017)。なお、能見善久「財産承継的信託処分と遺留分減殺請求」能見善久編『信託の理論的深化を求めて』トラスト未来フォーラム研究叢書(公益財団法人トラスト未来フォーラム、2017)119頁は、信託財産説の中に財産移転に着目する説と信託行為に着目する説があると指摘し、問題整理のための基本方針を示す。

8 角・前掲注(6)「信託と遺留分をめぐって」60頁。

受益権説 信託契約とは信託による受益者への受益権の付与行為であるから、遺留分減殺請求権の対象は受益権であり、同行使の相手方は受益者であるとする<sup>9</sup>。この説は、付与行為とは分けられる信託設定行為を無効としない点で優れているが、受益権価額の評価が難しいこと<sup>10</sup>、被相続人の死亡時に未存在の者も受益者になりうる信託では、減殺請求の相手方がなく、その間は受益権が発生していない不都合があるという批判がある<sup>11</sup>。

折衷説 上記2説のいずれにも包摂しきれない中間的な学説であり、その内  
部はなお流動的である。信託契約とは委託者から受託者への財産移転と受益者への受益権の付与の双方が一体となったものである（信託財産説に近い実態がある）から、遺留分減殺請求権の対象は信託財産と受益権の双方又はいずれか一方（選択できる）であり、同行使の相手方も受託者と受益者の双方、又はいずれか一方となるとする。主流は、遺留分減殺請求の相手方を受託者と受益者の双方であるとする説である<sup>12</sup>。その変形として、信託財産を減殺対象とするときの相手方は受託者、受益権を減殺請求の対象とするときの相手方は受益者とする説<sup>13</sup>、信託財産を減殺対象とするときは受託者と受益者双方を相手方とし、受益権を減殺請求の対象とするときは受益者のみとする説<sup>14</sup>が

9 飯田富雄「遺言信託に関する考察（その三）」信託20号14頁（1956）、道垣内弘人「さみしがりの信託法第8回 誰が殺したクックロビン」法学教室339号82頁（2008）、同「信託の定義・信託の設定」新井誠ほか編『信託法制の展望』（日本評論社、2011）22頁以下、特に29頁、同『信託法』（有斐閣、2017）62頁～63頁、47頁、佐久間毅『信託法をひもとく』（商事法務、2019）194頁。

10 岩藤美智子「委託者の相続人に対する受託者の情報開示義務-委託者の相続人による信託に関する遺留分減殺請求について考察するための準備的作業として-」岡山大学法学会雑誌61巻2号177頁（2011）。角・前掲注(6)「信託と遺留分をめぐって」61頁。

11 角・前掲注(6)「信託と遺留分をめぐって」61頁～62頁。

12 四宮和夫『信託法（新版）』（有斐閣、1989）160頁（遺留分減殺請求の対象を信託財産とするが、減殺請求の相手方に関する見解も考慮すると、折衷説とも解し得る）、新井誠『信託法（4版）』（有斐閣、2014）514頁が原型であり、その修正型として三枝健治「遺言信託における遺留分減殺請求」早稲田法学87巻1号42頁（2011）、加藤祐司「後継ぎ遺贈型の受益者連続信託と遺産分割及び遺留分減殺請求」松原正明=道垣内弘人編「家事事件の理論と実務第2巻」（勁草書房、2016。初出は2010）3頁以下、特に17頁、能見・前掲注（7）135頁。

13 星田寛「遺言代用信託」金融・商事判例1261号182頁（2007）。なお、星田説は、同「財産承継のための信託（受益者連続信託）」の検討 能見善久編『信託の実務と理論』（有斐閣、2009）47頁以下で受益権説に改説し、受託者+受益者説から受益者説に立つことを明らかにされた。

14 水野紀子「信託と相続法の相克-とくに遺留分を中心に-」東北信託法研究会『変革期にある信託法』（財団法人トラスト60、2006）123頁は、受託者が相手方となるが、相続法の条文によっては、受益者を相手方とすべき場合があると解している。

ある。

受益権説も有力ではあるが、折衷説が多数説である。なお、遺留分減殺請求の相手方の選択については、信託財産説と受益権説のいずれかと必然的な結びつきがあるわけではなく、遺留分侵害額の評価方法も同様とする説も有力である<sup>15</sup>。さらに、民事訴訟法248条類推適用も視野に入る可能性がある。

## (2) 信託契約の無効について

信託の有効性に関しては、まず、およそ信託といえるものではない契約について、無効(信託の成立要件の欠缺又は民法90条違反による契約効力不発生)とする見解と即時終了(信託法163条2号による権利消滅の無効)とする見解がある。本判決は、信託財産毎の受益権を個別に検討した上で、民法90条違反による信託の無効を肯定し、本件信託財産(ほぼ全相続財産)のうちの一部(大多数の財産)の信託を無効であるとした。

信託の効力不発生という意味の「無効」とする説には、信託契約が信託法8条に違反するという説、信託契約の成立要件を欠くので契約の成立自体がないとする説、信託契約の民法90条違反を肯定する説がある。

### (あ) 無効説

①沖野眞已説 信託法8条の趣旨に反する場合は、同法163条2号による即時終了ではなく無効であるとする<sup>16</sup>。この説は、信託が所有(名義)と利益享受主体の分離を図る点に特色を有する制度である以上、受託者が名義主体であっても利益を享受しないことは信託の根幹であり、信託法8条はこの基本原理を体现するものであるとする。

②佐久間毅説 本件信託は受託者に利益を得させ、これを通じて受益者に対する経済的利益の給付が著しく低くさせることを狙った仕組みの契約であり、これは信託と呼べるものではない。あえて条文を言えば信託法8条違反による全部無効であるとする<sup>17</sup>。

15 沖野・前掲注(2)「信託契約と遺留分」540頁。

16 沖野眞已「受託者の『忠実義務の任意規定化』の意味」能見善久ほか編『野村豊弘先生古稀記念論文集 民法の未来』(商事法務、2014)462頁～463頁。

17 佐久間=新井・前掲注(3)7頁(佐久間発言)。なお、佐久間・前掲注(8)124頁～127頁、134頁、176頁以下、194頁参照。

- ③新井誠説 新井誠も、公平義務違反による無効に同意する。新井は、同義務違反に加え、意思能力の欠如を合わせて契約の効力不発生を主張する<sup>18</sup>。なお、新井も佐久間も、信託の設定行為それ自体が信託を化体したにすぎないものには、信託の効力は生じないとする点で共通している。
- ④東京弁護士会遺言信託研究部説 信託契約についても公序良俗違反による無効はあり得るとする<sup>19</sup>。
- ⑤伊庭潔説 委託者と受託者の合意で成立する信託契約には信託目的がなければならず、専ら受託者の利益を図るだけを目的とするものは、およそ信託とはいえない<sup>20</sup>。この説は、信託法2条1項による成立要件の欠缺による無効をいう説と思われる。

以上の説は、信託法163条2号による即時終了が適用される場合を否定するものでないことは当然であり、両者の境界は別に論じることになる。

#### (い) 即時終了説

この立場は信託法163条2号の適用をいう。

- ①寺本昌広説 受託者が自己の子をかいらいとして受益権全部を取得し、全部利益を享受した場合は、信託契約が直ちに終了する（163条2号）<sup>21</sup>。
- ②道垣内弘人説 この説は、受託者が信託財産に属する財産について、自らの完全な所有物として、そこからの利益を受けうる仕組みになっているものは「もはや信託ではない」とする<sup>22</sup>。信託は、「法律上は、受託者が信託財産について財産権帰属者であるが、彼は、純粋な財産権帰属者としては行動できず、そこから利益は得られない。」仕組みである。とするならば、受益者が少しの利益でも受けられる場合は一応信託とはいえることになるから、信託法8条違反は不発生 of 全部無効にはならないという。同時に、公

18 佐久間=新井・前掲注(3)8頁〔新井発言〕。なお、新井・前掲注(14) 513頁～515頁参照。

19 東京弁護士会遺言信託研究部「信託と遺留分」法律実務研究32号315頁（東京弁護士会、2017）。

20 伊庭潔編『信託法からみた民事信託の実務と信託契約書例』（日本加除出版、2017）3頁～18頁、特に8頁。なお、田中和明編『詳解民事信託 実務家のための留意点とガイドライン』（日本加除出版、2018）193頁〔伊庭潔〕。

21 寺本昌広「逐条解説 新しい信託法（補訂版）」（商事法務、2008）259頁～260頁。

22 道垣内・前掲注(9)『信託法』19頁。なお、同書52頁は「純粋な財産権帰属者」という。



序良俗による制限を認める<sup>23</sup>。その具体例を明らかにしていないので、全部無効の場合を認める余地を残している。

以上の説も、民法90条違反という法律構成を完全に否定するものでないので、両者の境界は別に論じることになる。受益権説と信託財産（移転）説の対立は、実務上の難問への処理方針の可否という論点<sup>24</sup>から、遺留分減殺請求権との関連で相続時に保護される権利は何か、という理論的な論争に移っているようにもみえる。ところで、本件のように初めから信託の外形を借りて相続財産を事実上独占する巧緻な契約の出現は、従来の公的監督下の信託実務上考えにくく、いわば虚を突かれ、公序良俗の成否という争いに複雑に反応したようにもみえる<sup>25</sup>。

### (3) 本判決の位置付け

本判決は、受益権説をとると明言するが、受益権説から逸脱した相続時の相続財産価額で検討を加えた点では信託財産（移転）説の考え方に近いものがある、と言われ、新しい視点を提起したとされる<sup>26</sup>。仮に、いずれにも属しないとすると、従来の折衷説をとらなかったのはなぜか、という視点も考えなければならない。

## 3 遺留分制度は相続人に信託の何を保護するのか

### (1) 信託設定行為の二面性との関係

遺留分制度が把握するものについて、信託財産（移転）説は、委託者から受託者への贈与であり、受託者を經由して受益者は利益を享受するものであ

23 道垣内・前掲注(9)『信託法』47頁～48頁。

24 信託と相続法の相克という基本問題がある（水野・前掲注(13)103頁、同「親族法・相続法の特殊性について」能見善久ほか編『平井宜雄先生古稀記念 民法学における法と政策』（有斐閣、2007）747頁、同「日本における民法の意義」信託法研究36号107頁（2011）、角紀代恵「家族信託のこと」信託法研究38号1頁（2013）、同・前掲注(6)「信託と遺留分をめぐって」53頁、64頁～65頁）が、いかなる立場でも信託は遺留分制度を害しないとする点に異論はない。なお、床谷文雄「後継ぎ遺贈なるもの」久貴忠彦編『遺言と遺留分第1巻 遺言（第3版）』（日本評論社、2020）323頁は、家業維持それ自体を専ら目的とする後継ぎ遺贈は正当な目的ではないという。

25 あるべき信託の方向については、能見善久「転換期の信託法-受益者利益の保護強化を目指して」能見善久ほか編『信託法制の新時代 信託の現代的展開と将来展望』（弘文堂、2017）15頁以下がある。加えて、八谷博喜「家族を受託者とする信託」ジュリスト1520号39頁（2018）は福祉型信託の重要性を指摘する。

26 沖野・前掲注(2)「信託契約と遺留分」531頁以下は、その具体的な全体像を明らかにした。

るとする<sup>27</sup>。これに対して、受益権説は、委託者から受益者に対する受益権の付与であり、受益権は受益者への贈与ないしはこれに準ずるものであるとする<sup>28</sup>。

以上の両説の対立を受けて、沖野説<sup>29</sup>は、委託者から受託者へ給付される信託財産といっても、それは受託者としては負担付贈与として移転を受けるにすぎず、負担を除いた部分に利益はないから、信託における無償処分とは受益者への受益権の付与である、とする。この前提には、信託設定行為を①当初財産から受益権への性質変更という変換行為と②受益権の受益者への付与行為の2つに分けるべきことがある。なぜなら、遺留分制度は、委託者・被相続人の死亡時に存在する財産を保護し、それは受益権であり、生前における変換行為の対象である当初財産（信託財産）ではないから、とする。

この見解は、本件信託が生前に締結された遺言代用信託・受益者連続型信託（信託法90条、91条）であるところ、受益権説は、受益者に②の受益権を無償に与える面について遺留分侵害の有無を考えるので問題はない。しかし、信託設定行為が侵害行為であるとする信託財産（移転）説は、信託の上記①と②の二面性のうち、②を保護する他に、①の当初信託財産を受益権に変換する面、つまり、当初財産に関する受益権作出行為による侵害の阻止までも遺留分制度の保護範囲内であるというのか、と問いかける<sup>30</sup>。

## （2）本判決の判断過程の検討

本判決は、前記したように本件信託について、これまでの学説のいずれとも異なる見解を打ち出した。減殺対象は受益権であるが、受益権の評価は信託財産の相続時評価額をもってするとした同判決は、被相続人のした行為なかりせばあったであろう相続財産を基礎とした遺留分を遺留分権利者に保障するという理解を示した。本判決は、受益権説をとるので上記①の変換行為には触れない。しかし、本判決は、受託者Yに信託不動産の無償使用権原（生

27 角・前掲注(6)「信託と遺留分をめぐって」63頁～64頁、同「信託と遺留分」法律時報89巻11号74頁（2017）、横山美夏「信託から、所有について考える」信託法研究36号74頁（2011）。

28 佐久間・前掲注（8）183頁。

29 沖野・前掲注(2)「信託契約と遺留分」540頁～549頁。

30 沖野・前掲注(2)「信託契約と遺留分」551頁。

涯の無償使用権)を独占的に与えたこと、受益権の行使権限を受託者兼受益者Y一人に与えて他の受益者と差別したこと(受益者の意思決定権をCのみに与え、Xを排除した)、転売価額の上限を固定資産税評価額とする定めを置いたこと、などの各契約条項を認定して、信託の隠れた狙いを摘出・判断した。確かに理論的には別であるが、本件は①の変換行為(契約締結)時と②の受益権付与(死亡)時の間隔が13日しかないことから、①と②の各行為に時間的接着性が認められる事案であり、裁判所が①と②を総合判断する際には重要な事件特性といえ、総体評価すべきと解する余地がある。

本判決は、①の受益権作出行為という生前の信託設定(財産変換)行為を理論的には論じていないが、受益権そのものの権利内容(構成要素)を実質的・具体的に認定・判断している<sup>31</sup>。この点は、沖野説と近似した価値判断を示す。そうだとすると、受益権の内容を実質的・具体的に検討して財産的価値に影響する要素の数々を指摘した沖野説は、当初信託財産を受益権に変換する①の行為は当然のように遺留分制度の保護範囲内ではないとしても、この部分の信託設定行為が他の公序など強行法規に違反するときには全体としての信託設定行為が無効になりうるという<sup>32</sup>。このような次第から全部無効となった場合に再び遺留分制度の保護が及び得るとするならば、修正信託財産(移転)説あるいは修正受益権説、さらには、折衷説の一種とも呼びうる新説となり得る<sup>33</sup>。折衷説は、本件のような民事信託(家族信託)において受益者の一人甲が受託者兼受益者乙に対して遺留分請求の訴えを提起する場合、被告や請求原因事実の選択・確定において柔軟な訴訟活動を確保することができる長所がある。

31 金森健一「裁判も見据えた民事信託契約条項の起案上の留意点～東京地裁平成30年9月12日判決を踏まえた受益債権の内容の定め方を中心に～」実践成年後見84号80頁以下(2020)。なお、本判決は、X、Y、Cの各収益受益権が均質でないこと及び残余権を検討していないが(溜箭・前掲注(5)97頁)、それでもなお公序良俗違反であるという。

32 沖野・前掲注(2)「信託契約と遺留分」550頁は、本判決を①信託契約の性質からは受益権説となる、②遺留分減殺制度の理解は信託財産説に親和的である、③脱法行為・公序良俗違反を通じて、両者を架橋している、と分析する。沖野説は、遺留分制度の解釈としては本判決の論理に疑義を呈するが(同551頁)、事案の処理は支持するように思われる(同552頁)。

33 道垣内・前掲注(9)「誰が殺したクックロビン」85頁は信託設定行為から受益権付与行為を分けた。沖野説は、①当初財産の受益権への変換行為と②受益権付与行為に分けた上で、両者をつなげる余地は何もないかと問い、信託設定行為の再構成の可否を探るものと解される。

#### 4 公序良俗に違反する「経済的利益の配分を想定しない信託財産」の有無

##### (1) 公序良俗違反の判断基準と判断過程

本判決は、本件信託の公序良俗違反の判断基準として、「経済的利益の配分を想定しない信託財産」を信託財産に含むと、その部分は遺留分制度を潜脱する意図によるものとして公序良俗に違反して無効であると判示した。この説示は、信託財産（移転）説からは所有権などの財産権を、受益権説からは利益給付請求権としての受益権を各念頭に置くためか、「経済的利益の配分を想定しない信託財産」という法的構成の受止め方に揺れがあるようにみえる（折衷説からも同様と思われる）。本判決が収益性のない居宅、道路敷地、山林といった不動産をこれに該当するとしたので、経済的利益を発生させない財産権と発生させる財産権という区分から遺留分制度の潜脱の有無を導いたと理解したようである。経済的利益がない財産権を移転してもそれは信託財産ではない、又はそうした当初財産を受益権に変換しても受益権ではない、とみるのだろうか。しかし、「利益の配分を想定しない」という判断基準は判文上明らかである。本件の事実関係に鑑みれば、利益の配分を想定しないとは委託者、ひいては受託者はつき詰めると受益者に利益を具体的に給付する意思がないと認定し、よって、遺留分制度の潜脱意思があると認めたのである<sup>34</sup>。

##### (2) 受益権への変換行為と公序良俗違反

本判決は、受益権説をとることで本件信託（遺言代用信託）のうち生前行為である当初財産から受益権への変換行為（信託設定行為）に触れない説示法をとる。したがって、本判決は踏み込まないが、仮に信託設定行為の二面性を認め、かつ、生前行為である上記変換行為には遺留分制度が及ばないとする立場でも、上記のように、委託者がした極端にゆがんだ受益権の作出については相続法の公序をもって規制する余地は十分にある。

本判決は、民法90条違反の具体的内容である憲法13条、14条、24条違反の主張について、本件信託の目的にA家の墓・仏壇をY及びその直系血族におい

34 溜箭・前掲注(5) 106頁は、「遺留分を考慮しない信託、まして遺留分を潜脱する目的で設定された信託は、自重で崩壊する」とし、信託と遺留分の相克に関する基本方針を示唆する。

て護ってほしい<sup>35</sup>という意思が示され、受託者がYさらにその長男と定められているからといって、男系子孫優先の「家」制度の実現を目指したものとみることにはできない、と排斥した。しかし、一般に、明治民法の「家」制度<sup>36</sup>は嫡男（長男子）尊重を図るものであることに鑑み、男系子孫優先の「家」制度の実現を目指したという説示にはやや乱れがある（そして、信託設定行為を検討する必要性を排斥した）。この点はこれ以上論じないが、少なくとも相続法の公序として、祭祀財産の承継問題と相続財産の相続問題を一体化させることを禁止した相続法の原則（民法897条）違反の主張を含む可能性もある（本件は家業維持それ自体を専ら目的とする型ですらない）。なぜなら、昭和民法（家族法）の制定過程において、祭祀財産と相続財産の一体取得を禁じた民法897条の潜脱、遺留分制度の潜脱、憲法24条違反の公序として、我妻栄、中川善之助、奥野健一及び村上朝一らが一致して許してはならないと論じたところだからである<sup>37</sup>。

5 以上によれば、本判決は、民法90条違反のうちの憲法24条等の趣旨違反（民法897条違反という争点を内包）の説示には疑問があるが、信託法2条の成立要件の有無、遺留分制度の潜脱による公序良俗違反という効力発生要件の可否、信託法163条2号の守備範囲という法律要件を踏まえ、必要な限りで事案を精密に認定・判断したものであり、この点は高く評価すべきである。

35 家族信託で祭祀を守るという目的は、本来の意味を離れて用いられることがある。しかし、祭祀に必要最小限の財産を目的とすることは個人の意思として尊重される。

36 我妻栄『民法大意下巻』（岩波書店、1946）555頁（明治民法987条は祭祀権を家督相続の特権とした）。中川善之助『相続法』（有斐閣、1954）2頁～3頁、152頁～153頁参照。

37 我妻栄編『戦後における民法改正の経過』（日本評論社、1956）178頁～179頁、181頁は、祭祀主宰者に他の相続人の2倍の相続分を認める要綱修正案について「家の世襲財産」〔村上朝一発言〕、「家を認める」〔奥野健一発言〕と否定した。なお、溜笛・前掲注（5）104頁参照。また、二宮周平『家族法第5版』（新世社、2019）350頁以下参照。

